

〈3〉 宇都宮市における新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時の保健師の役割

保健予防課 総括主査 菅谷 寛子

1 はじめに

平成21年4月に発生し、世界的流行をみせた新型インフルエンザ(A/H1N1)について、宇都宮市では、保健予防課の職員だけでなく、分散配置されている各課の保健師に応援を依頼し、保健所に併設した県立の発熱外来の運営や確定患者の疫学調査、患者本人や濃厚接触者の健康観察などの患者対応にあたった。

そこで、この経験を教訓として、今後発生が危惧されている健康危機に備え、保健師の組織体制を確立するために検証したので、ここに報告する。



写真1 発熱外来診療所

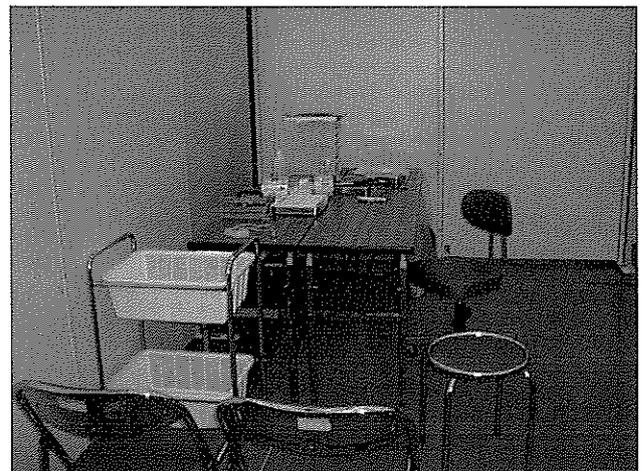


写真2 発熱外来診察室

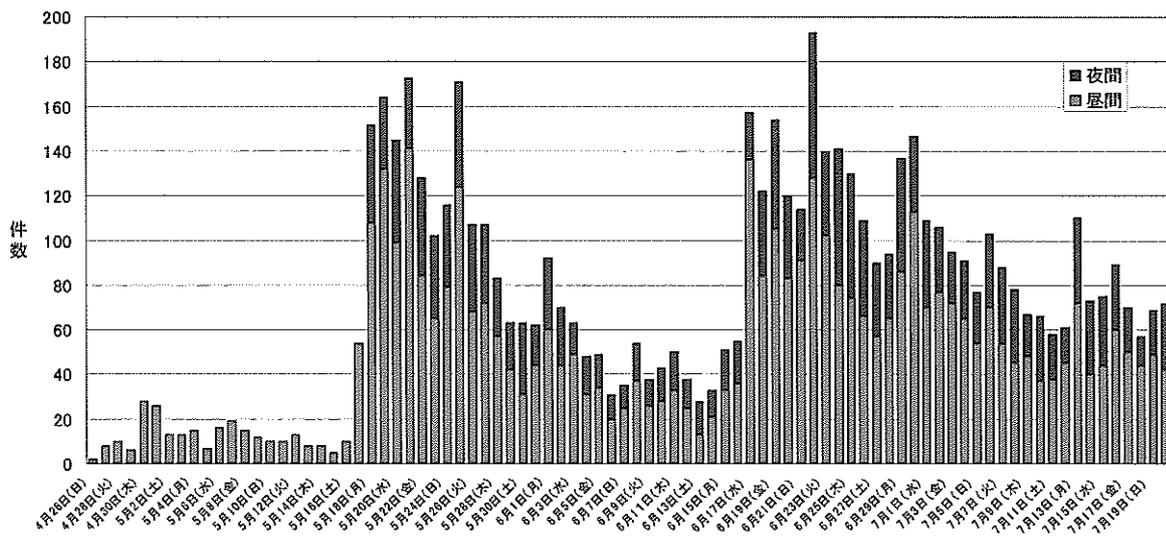


図1 発熱電話相談センター相談件数

2 研究方法

発熱外来、疫学調査、健康観察等の患者対応に従事した保健所職員に記述式のプレアンケートで意識調査を実施。その結果から、項目を絞り、選択式の本アンケートを作成し、すべての保健師にアンケートによる意識調査を実施した。そして、回答を以下の3つに分類し、比較検証した。

① 5年以内に在職

⇒発生当時及び過去5年以内に感染症予防部門に在籍していた保健師

② 5年以上前に在職

⇒5年以上前に感染症予防部門に在籍していた保健師

③ 在職経験なし

⇒感染症予防部門に在籍したことの無い保健師

表1 保健師の患者対応の従事状況

在職の時期	従事者数	患者対応内容別内訳 (延べ)			
		発熱外来	疫学調査	健康観察	その他
5年以内に在職	8	8	6	8	5
5年以上前に在職	6	3	2	4	1
在職経験なし	39	32	14	30	2
合計	53	43	22	42	8

3 結果

平成22年度保健師全数70名のうち、産休・育休取得中の者を除く64名を対象に調査し、回収率100%であった。また、64名のうち、53名が新型インフルエンザ発生時の患者対応に従事した。

(1) 心がけたことについて

図2からは、在職経験を問わず、情報の

共有と患者の立場にたった対応を心がけていることが分かる。

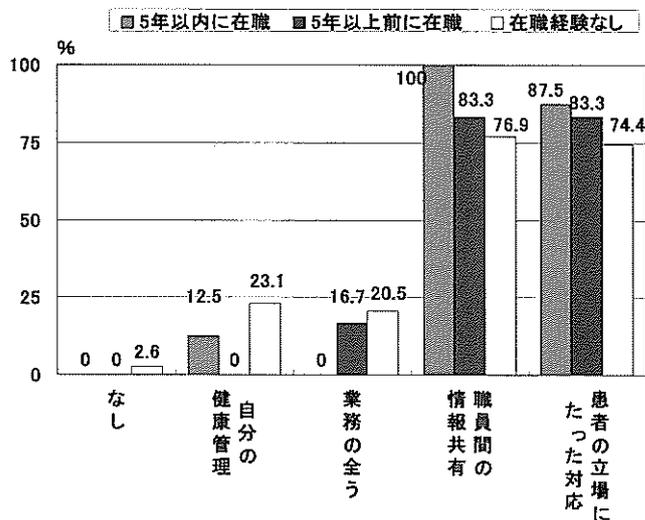


図2 患者対応に従事した際に心がけること

(2) 不安要素について

図3からは、「5年以内に在職」及び「5年以上前に在職」は、自分への感染や基本的知識がないことが患者対応への不安要素であった者は一人もいないことが分かる。

また、検体採取や検査、診察介助などの普段の業務にはない看護技術は、在職経験に関わらず不安要素となっていたことが分かる。

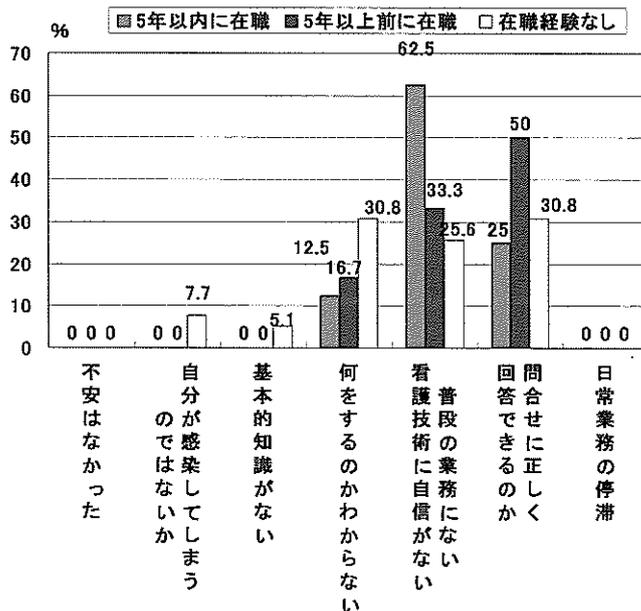


図3 患者対応への不安要素

(3) 強毒性の感染症発生時に重要であると思うことについて

図4からは、患者の人権尊重が重要と考えている者の割合が「5年以内に在職」は62.5%、「5年以上前に在職」は33.3%と、在職経験のない保健師の4%に比較して圧倒的に高いことが分かる。

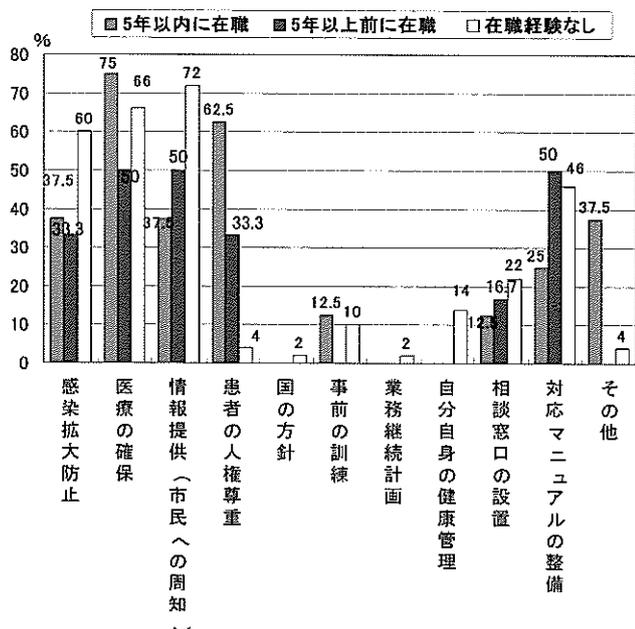


図4 強毒性の感染症発生時に重要だと思うこと

4 考察

これらの検証から、感染症予防部門の在職経験の有無によって、保健師の患者対応における人権への意識に違いがみられたことがわかった。平成19年4月1日には、「感染症予防法」の一部改正があり、患者の人権尊重が規定されたが、感染症予防部門の保健師は、感染源の特定を目的とした患者調査や感染拡大防止を目的とした接触者調査などの疫学調査を行う中で、患者の人権への配慮がおのずと求められてきたのである。

新型インフルエンザの対応も同様であり、偏見や風評被害にさらされ、被害者ともいえる患者の立場を理解し、人権の尊重と個人情

報の保護に努め、いかに専門職として対峙できるか、また、人として患者に寄り添った対応ができるかが、その後の信頼関係と支援過程に大きな影響を与えるものとする。

今後、同様の感染症発生時の対応では、人権への配慮を意識し、保健師の在職経験を活かした以下のような体制を構築しておくことが、現場の混乱を最小限に抑え、適切な患者対応に結びつくのではないかと考える。

- ① 感染症予防部門に所属する現職の保健師が現場を指揮する
- ② 過去に感染症予防部門に在職経験のある保健師を患者対応に起用する
- ③ 感染症予防部門に在職経験のない保健師については、固定した人材を確保し、日常業務を切り離して、発生直後から、啓発活動や相談業務に専従として配置する

また、図4から、保健師の約半数が対応マニュアルの整備を求めていることから、今後は、保健師業務に特化し、患者の人権尊重についても盛り込んだ対応マニュアルを整備していくことも検討すべきであると、新たな課題として認識したところである。

5 おわりに

新型インフルエンザのような新興感染症の発生は、想像以上に市民の不安や恐怖を招くため、行政は市民に正確な情報を広く周知していくことが求められる。

また、未知の感染症だからこそ、対人支援の第一線で活動する保健師は、患者への風評被害への配慮が重要となり、患者の人権尊重、個人情報保護を大前提に、患者に寄り添う支援を心がけなければならないと思う。

今後、起こりうる健康危機発生時においても、患者対応への保健師の協力体制は必要不

可欠であること、また、人事異動がある限り、誰もが感染症予防業務に従事する可能性があることから、今回の検証を市全体の保健師に還元し、全員が患者の人権尊重を意識した対応ができるよう、組織として継承してきたいと思う。

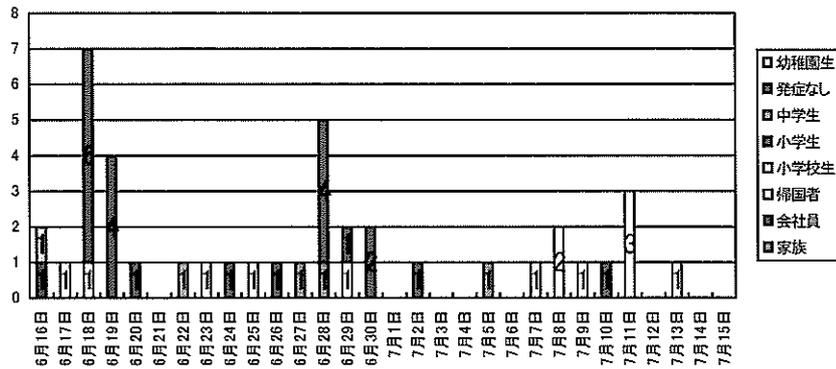


図5 確定患者

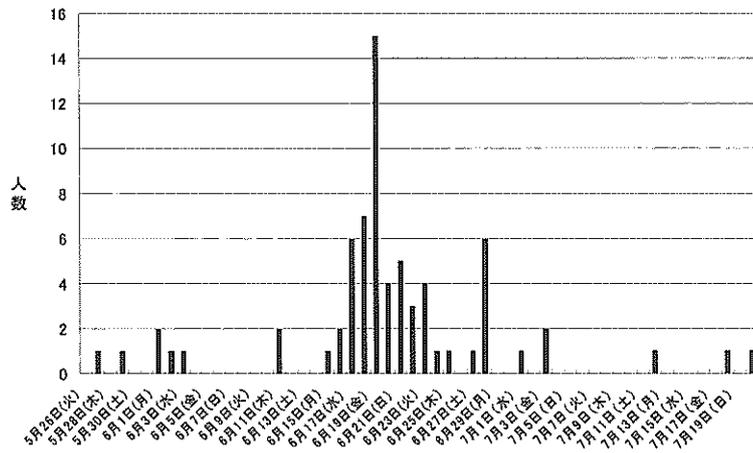


図6 発熱外来患者受診状況

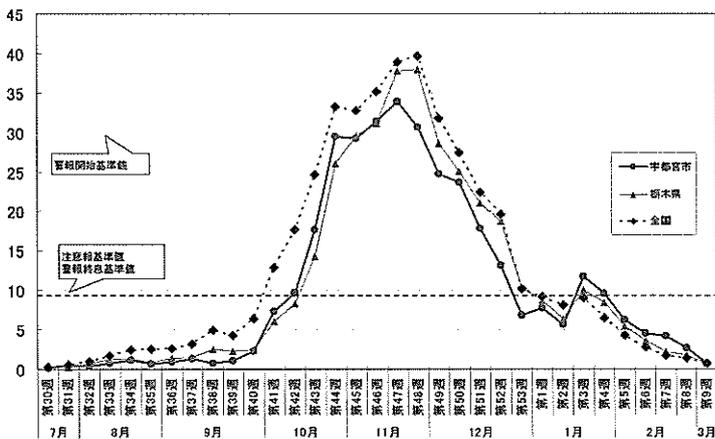


図7 インフルエンザ発生状況 (H21~22)